

国際機構班の業務について

特許庁審判部第26部門 審判官 上嶋 裕樹

国際機構班は、WIPOやWTO/TRIPSに関する連絡調整の業務全般を担っています。多国間(マルチ)会合に出席できるほか、遺伝資源と知財の関係の問題や医薬品アクセス問題など、古くから多国間知財外交で扱われてきた論点について、現在進行中の議論への対応を通じて理解を深められるなど、多くの貴重な経験をすることができます。国際機構班の業務全体を概観するとともに、筆者が国際機構班長の併任を通じて得られた経験を紹介します。

1. はじめに

これまで筆者は、本稿末尾の略歴にあるとおりにくつかの併任業務に携わりましたが、本稿では2016年4月から2018年3月まで国際機構班長(以下「機構班長」として関わった国際機構班(以下「機構班」)の業務について紹介します。機構班は特許庁の総務部国際政策課に属します。審査業務と密接に関連した調整課の審査企画室や審査基準室など¹⁾と異なり、また、いわゆる五大特許庁の会合や途上国に対する国際協力なども異なるため、機構班の業務になじみのない方も多いかと思います。筆者も、機構班長に着任するまでは、機構班の存在自体、意識したことはほとんどありませんでした。

機構班について紹介する上で、その業務の内容にひととおり触れないわけにはいきません。しかしながら、その内容は多岐にわたり、機構班で対応している個々の議論の論点も、長年に及ぶ複雑な経緯を背景に持つため、限られた紙面で詳細に紹介するのが難しいところです。そこで本稿では、業務の概要と近年の目立った議論の動きを中心に紹介したいと思います。

改めて過去の『特許懇』誌を見直しますと、機構班の業務のうち、世界知的所有権機関(WIPO)や世界貿易機関(WTO)での多国間交渉(外交)、WIPO日本事務所、医薬品アクセス問題等に関しては、これまで多くの素晴らしい論考が掲載されています(下欄参照)。もし本稿をきっかけに、多国間

- ・夏目 健一郎「医薬品アクセス問題について」(特許懇 第232号)
- ・宮本 智子「国際的知財環境の行方 ―貿易的側面にグローバルな共生的側面を加えて―」(特許懇 第232号)
- ・植村 昭三「〈特別寄稿〉私の知財外交35年史」(特許懇 第236号)
- ・福田 聡「外務省における知財関連の取組について」(特許懇 第248号)
- ・夏目 健一郎「知的財産を巡る多国間交渉 ～ジュネーブでの状況～」(特許懇 第250号)
- ・高木 善幸「WIPOで働く特許庁OB」(特許懇 第254号)
- ・在ジュネーブ日本政府代表部を経験した10名の審査官「ジュネーブから見た知財国際問題の流れ ～知財外交交渉最前線の30年～」(特許懇 第256号)
- ・伏見 邦彦「外務省生活雑感」(特許懇 第264号)
- ・山下 崇「WIPO－PCT－マルチ雑考 ―WIPO赴任レポート―」(特許懇 第272号)
- ・夏目 健一郎、岡本 正紀「ASEAN地域に対するWIPOの取り組み」(特許懇 第272号)
- ・伏見 邦彦「多国間知財外交に身をおいて」(特許懇 第280号)

1) これまでに筆者が経験した国際機構班以外の併任業務に関しても、『特許懇』誌に投稿する機会がありましたので、ご興味がありましたら、次の記事も併せてご参照ください。
 ・審査企画室審査企画第一係長(審査企画係長)の業務について:上嶋 裕樹、松浦 安紀子「特許審査ハイウェイ ―その最新動向と今後の展望―」(特許懇 第255号)。
 ・審査基準室長補佐(審査基準の改訂を主に担当)の業務について:上嶋 裕樹「『特許・実用新案審査基準』全面改訂に至る道のり」(特許懇 第280号)。

知財外交に興味を持たれましたら、これらの記事をご参照ください。

2. 機構班の業務内容の概略

機構班には、「国際機構第一係」(以下「第一係」)、「国際機構第二係」(以下「第二係」)、「協定係」という3つの係があり、特許庁事務分掌規程上、それらの所掌事務は次のようになっています。

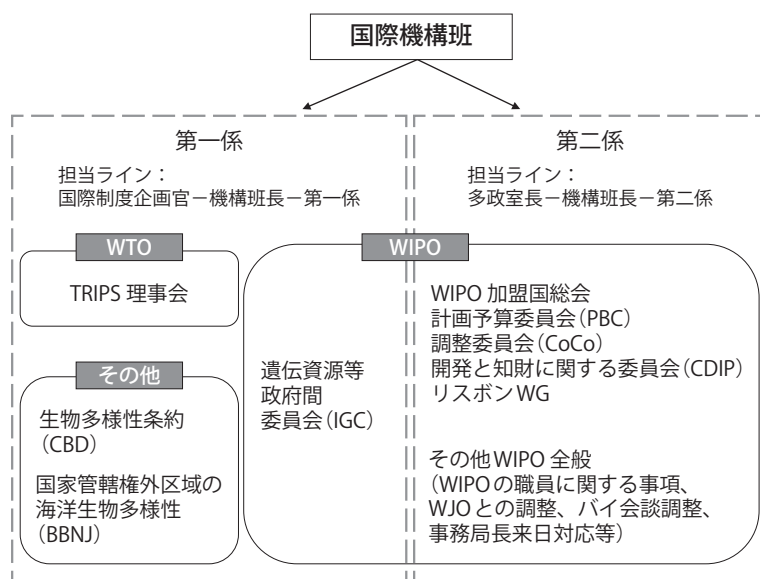
国際機構第一係	1 工業所有権に関する世界貿易機関に関する連絡調整を行うこと。 2 工業所有権周辺分野の保護に関すること。
国際機構第二係	世界知的所有権機関に関する連絡調整を行うこと。
協定係	工業所有権に関する協定及び取決めの締結及び改正等に関すること。

以下では、各係の業務内容について簡単に説明するとともに、筆者が機構班長として在籍していた2年間の主な議論の動きを紹介します。上述のとおり、各業務において対応している国際的な議論は、それぞれ相当程度に長く複雑な歴史を持ち、またかなり専門的なものです。ページ数の都合上、簡単な説明にならざるを得ませんが、機構班の業務の概要として大まかに理解していただければ幸いです。

なお、第一係、第二係にはそれぞれ係長又は係員がいますが、現在、協定係には係長も係員もついていません。また、国際政策課内において、第一係の業務については国際制度企画官が、第二係の業務については多国間政策室長が分掌しているため、機構班長には業務の内容に応じて2人の上司がいるということになります。

(1) 第一係の業務

所掌事務の「1」にあるとおり、1つめの主な業務として、WTOの協定の1つである知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(以下「TRIPS協定」)に関して毎年3回開催されているTRIPS理事会会合への対応があります。次に、所掌事務の「2」にある「工業所有権周辺分野」として、いわゆる「GRTKF」²⁾、すなわち遺伝資源と知財との関係、伝統的知識や伝統的文化表現(フォークロア)の知財としての保護の在り方に関する議論への対応があります。より具体的には、WIPOで開催されている、遺伝資源・伝統的知識・フォークロアに関する政府間委員会の会合への対応です。遺伝資源と知財との関係については、かつて、生物多様性条約(以下「CBD」³⁾)や名古屋議定書の議論の中でも知財、特に特許の扱いが



【機構班の所掌事務概略】

2) Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore

3) Convention on Biological Diversity

議論されていましたが、最近では深海や公海等の国家管轄権外区域の海洋生物について、同様の議論が始まっています。更に、TRIPS理事会やWIPO、その他の国連機関の会合等で議論がしばしば提起されている、医薬品アクセス問題への対応も伝統的に第一系の業務の1つになっています。以下では、これらについて順番に見ていきます。

(a) WTO/TRIPS理事会

かつては、地理的表示(GI)に関して、ワイン・スピリッツの地理的表示の多数国間登録通報制度と、追加的保護の対象産品拡大という2つの論点や、TRIPS協定とCBDとの関係、医薬品アクセス問題の1つとして、医薬品特許の強制実施権、特に医薬品の製造能力のない又は不十分な途上国に対して医薬品の製造能力のある国が強制実施権を使用して医薬品を製造し、当該途上国へ輸出することの可否とTRIPS協定との関係に関する議論が活発に行われていました。医薬品アクセス問題に関する上記論点については、2017年1月にTRIPS協定改正議定書が発効し⁴⁾、一区切りがつかしました。しかし、より一般的な観点から、知財による保護が医薬品へのアクセスを妨げているのではないかという論点は依然としてありますし、GIの保護、TRIPS協定とCBDとの関係等の議論も、主張が対立した状態が続いており、まだ決着がついていません。

これらの論点について議論の進捗が見られない近年のTRIPS理事会会合では、米国等の先進国が中心となって、「知財とイノベーション」という非常設の議題の下で、毎回さまざまなテーマを設定し、知財とイノベーションとの関係について有志国からのプレゼンテーションをベースに議論を行っています。具体的なテーマとしては、これまでに「大学と技術提携」、「女性とイノベーション」、「持続可能な資源と低排出技術戦略」等が設定され、昨年(2017年)は、通年3回のテーマを「包摂的なイノベーションと中小零細企業」とし、「協力」、「成長」、「貿易」を各回のサブテーマとして議論を行いました。我が国も毎回テーマに沿ったプレゼンを行い、我が国におい

て進めている各種知財関連施策を紹介しています。例えば昨年は、工業所有権情報・研修館(INPIT)の「知財総合支援窓口」等を紹介しました。

このような知財のポジティブな側面を強調することを目的とした議題に対抗するように、2017年6月の会合でブラジル、中国、フィジー、インド及び南アフリカが共同提案国となり「知財と公共の利益」という議題を提案してきました。この議題は、知財と公共の利益の観点から強制実施権やボーラー条項、特許の基準等について、各国の知見を共有することを目的としているとのこと、知財が公共の利益に対してネガティブな側面を持つことを主張しようとする意図が垣間見られます。この議題も非常設の議題ですが、これまで数回の会合で議論が続いています。

(b) WIPO/遺伝資源・伝統的知識・フォークロアに関する政府間委員会(IGC)

上述の所掌事務にあるとおり、WIPOに関する連絡調整全般については、第二系の担当ですが、WIPOの会合のうち遺伝資源・伝統的知識・フォークロアに関する政府間委員会(以下「IGC」⁵⁾)のみについては、第一系の担当となります。

IGCは2001年に非常設の委員会としてWIPOに設置され、それ以来、概ね2年ごとにマンデートを更新しながら、2018年6月までに36回の会合が開催されました。近年のIGC会合では、「国際的な法的文書」(ただし、法的な拘束力の有無については確定していない)のテキストについて合意に達することを目的にテキストベースの交渉を行っています。豊富な遺伝資源や伝統的知識、伝統的文化表現を有すると一般的に考えられている途上国側は、法的拘束力を持ち、強力で広範な保護の枠組みの創設を求めているのに対し、先進国はそのような枠組みの創設には慎重な態度を示しており、両者の意見の懸隔は狭まらず議論は平行線をたどっています。

伝統的知識や伝統的文化表現については、そもそもそれらをどのように定義するか、保護要件をどのようにし、保護対象をどう規定するか、どのような

4) 外務省報道発表「『知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)を改正する議定書』の発効」(平成29年1月24日)
https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004197.html

5) Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore

保護態様とするかといった基本的な考え方において、先進国と途上国の意見が対立し、論点が絞り切れていないため、テキストも十分に成熟していない状況です。他方、遺伝資源の保護に関しては、遺伝資源のデータベースの充実化により、誤った特許付与を防止するだけで十分であるとする米国や我が国の見解に対し、遺伝資源を用いた発明の特許出願等において、その遺伝資源の出所開示を要件とすべきであるとの主張が途上国を中心に行われ、論点が絞り込まれています。そのため、見方によってはテキストの成熟度が高まっているといえるかもしれませんが。先進国の医薬品産業界やバイオ関連産業界は、出所開示要件が導入された場合の権利の不安定化や出願にかかる負担の増加を懸念しており、国際的な議論の趨勢によっては大きな影響を受けることになるため、慎重に対応していく必要があります。

(c) CBD、名古屋議定書、国家管轄権外区域の海洋生物多様性 (BBNJ)

CBDは、1992年に国連開発環境会議において採択され、1993年に発効した条約で、その目的は、①生物多様性の保全、②生物資源の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分です。途上国は、CBDの成立により遺伝資源について国家主権が確認されたことを受け、遺伝資源や遺伝資源に関する伝統的知識（先住民等が伝統的に受け継いできた遺伝資源に関する知識）について、利用国（主に先進国）企業による遺伝資源等の利用から生じた利益が遺伝資源等の提供国（主に途上国）へ配分されることを確保する必要があるとして国際的な枠組みの創設を主張しました。これを受けて議論が重ねられ、2010年に採択されたのが名古屋議定書です。名古屋議定書採択に向けた議論で、特許庁に関連する事項としては、遵守措置の一環として、チェックポイントとして特許庁等を指定し、特許庁では遺伝資源等を利用した発明の特許出願時に、当該遺伝資源等の入手先や契約内容等の情報が記載された証明書の提出を義務付け、不遵守に対しては、審査手続を行わないなどの措置をとるべきとの主張が途上国からなされていました。結果

的には、出願手続の停止や特許無効等の具体的な措置は規定せず、チェックポイントの設置場所や対象となる情報の内容及び具体的措置については、各国の裁量を認める形で合意が形成されました。

筆者の併任中の名古屋議定書に関する大きな動きとしては、我が国における発効があります。名古屋議定書の採択以来、関係省庁連絡会議で続けられてきた国内検討が終了し（我が国では環境省がチェックポイントとなりました）、2017年5月22日に受諾書が寄託され、それから90日後に当たる8月20日に発効したのです⁶⁾。筆者が着任したときは、すでに国内検討がほぼ終了していたので、対応すべき事項はそれほど多くありませんでしたが、長きにわたり機構班の重要業務の1つであったCBD及び名古屋議定書における知財の扱いというセンシティブな問題への対応が一区切りついたこととなります。

他方で、国連海洋法条約の下、CBDでは対象外となっている、国家の管轄権が及ばない区域（公海や深海底）の生物資源の多様性 (BBNJ⁷⁾) に関する議論が始まりました。深海の生物資源の商業開発の可能性や、公海の生物多様性の保全の必要性から、新たな法的拘束力のある国際文書を作成することが、2015年の国連総会決議で採択されたのです。海洋遺伝資源の扱い（アクセスと利益配分の問題を含む）と海洋技術移転についても、国際文書に関する議論の対象となっており、知財との関係では、海洋遺伝資源の利用から生じた利益の配分を行うべきか否か、行うとしたらどのような仕組みが適切か（例えば、海洋遺伝資源を利用する発明の特許権をどう扱うべきか）という論点があります。2016年から2017年にかけて4回の準備委員会会合が開催され、新協定の要素が議論されましたが、利益配分については議論が収束していません。今後、国際文書の作成に向けて更に詳細な議論が始まることとなります。

(d) 医薬品アクセス問題

医薬品アクセスの問題は、TRIPS協定の文脈だけではなく、さまざまなフォーラムで議論されてきま

6) 環境省HP「名古屋議定書について」<https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/nagoya-protocol.html>

7) Marine Biological Diversity of Areas Beyond National Jurisdiction

した。知財が医薬品へのアクセスの妨げになっているという途上国からの一方的な主張に沿って、知財の力を弱めるような方向へと議論の流れが形成されないよう、機構班は外務省等と協力して、新薬を開発する上で知財が重要なインセンティブとなっていることなどを米国等、他の先進国とともに主張し、各フォーラムでの議論に対応してきました。

筆者の併任中の大きな動きとして、2016年9月14日にあった「国連ハイレベルパネル報告書」の公表があります⁸⁾。医薬品アクセスに関する国連ハイレベルパネルは、国連における持続可能な開発目標(SDGs)のフォローアップのプロセスの一環として、医薬品アクセス問題に関して提言を行うため、2015年11月に国連に設置されたものです。知的財産の適正な保護が新薬の開発や流通を促進するという側面を考慮せず、知的財産が医薬品アクセスの絶対的な障害になるという実証なき前提に基づいており、バランスの欠いたものになっているというのが、本報告書に対する多くの先進国の評価です。本報告書を作成するプロセスには、国連加盟国の関与がほとんど許されなかったということも、このような内容の報告書が作成されるに至った一因であると考えられます。他方、途上国側は、これまでの自分たちが行ってきた主張が国連の設置したハイレベルパネルによって支持されたとして、さまざまなフォーラムで本報告書を引用しつつ、これまで以上に強い主張を行うようになりました。

多国間知財外交において長年議論されてきた医薬品アクセス問題は、国連ハイレベルパネル報告書1つで決着がつくというものではありません。むしろ、本報告書の公表を契機に、対立はますます激しくなりつつあります。今後も、本報告書を使った途上国側の攻勢に対して目を光らせて、米国等と協調しつつ適時に対応していかなければなりません。

(2) 第二系の業務

第二系では、WIPOで開催される会合、WIPOに関する事項への対応を行っています。ただし、WIPOの会合のうち、上述のとおりIGCについては第一係が担当になり、そのほかにも会合の専門性の観点から、PCTに関する会合(PCT作業部会やPCT国際機関会合(PCT-MIA⁹⁾)は国際出願企画班が、WIPO標準委員会(CWS¹⁰⁾)については情報システム室の情報技術国際班が、特許法常設委員会(SCP¹¹⁾)については多国間政策第一班(多政一班)が、商標・意匠・GIの法律に関する常設委員会(SCT¹²⁾)については商標政策班及び意匠政策班が主に担当しています。これら以外のWIPOの会合としては、WIPOの計画予算について議論する計画予算委員会(PBC)会合、開発と知財に関する委員会(CDIP)会合、そして、WIPO加盟国総会があります。また、WIPOのトップである事務局長(以下「DG」¹³⁾)を始め、WIPOの幹部が来日するときの対応や、WIPOの外部事務所の1つであるWIPO日本事務所(以下「WJO」¹⁴⁾)との連絡調整、WIPOの日本人職員に関する事項等も担当しています。

(a) WIPO加盟国総会

WIPO加盟国総会は、WIPO全体の活動計画や予算(計画予算)の策定、DGの任命、PCT等の規則改正の承認等、WIPO全体に関わる事項について、最終的な意思決定を行う会合であり、毎年秋(10月頃)に開催されます¹⁵⁾。WIPOの会合の中でも最も重要な会合であるため191の加盟国(2018年6月時点)の大部分から、閣僚や大使、知財庁長官等のハイレベルな出席者が見込まれます。そのため、この機会を捉えて多くの二者会談(バイ会談)や主要知財庁の参加する会合が開催されますので、

8) “The United Nations Secretary-General’s High-Level Panel on Access to Medicines Report”
<http://www.unsgaccessmeds.org/final-report/>

9) Meeting of International Authorities Under the PCT

10) Committee on WIPO Standards

11) Standing Committee on the Law of Patents

12) Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications

13) Director General

14) WIPO Japan Office

15) 特許庁HP「2017年WIPO加盟国総会が開会しました」(2017年10月3日)
https://www.jpo.go.jp/shoukai/soshiki/photo_gallery2017100201.htm

WIPO加盟国総会というと、そちらのほうの印象が強いかもしれませんが、機構班が担当するのは主にWIPO加盟国総会本体のほうです。例えば、総会の初日から2日目にかけて行われ、各国とも知財庁長官等のハイレベルな出席者が発言する一般演説について、我が国の発言内容をとりまとめるのも機構班の役目です。また、我が国特許庁の長官とWIPOのDGとのバイ会談や、総会に併せて主要知財庁長官を招きDGが主催する非公式会合への対応も、主に機構班が担当しています。

正確に言うと、WIPO加盟国総会は、予算等の組織に関わる一般的な事項を決定するための一般総会や、職員に関する規則改正等を行う調整委員会、PCT等の各条約加盟国の総会（PCT同盟総会等）の総称です。WIPOの計画予算は2か年単位ですので、1年おきに予算策定年が巡ってきます。予算策定年の総会は8日間（月曜日から翌週水曜日まで（土日は休会））、それ以外の年は7日間（月曜日から翌週火曜日まで（土日は休会））です。WIPOの他の会合と同様に、午前10時から始まり午後1時までが午前のセッションで、2時間の昼休みを挟み、午後3時から6時までが午後のセッションとなっています。しかし、議論が行き詰まり、結論がなかなか出ない場合などは、全加盟国が出席できる全体会合（プレナリー）のほかに、少数の関心国のみが集まって行う非公式協議（インフォーマル）をプレナリーと並行して行ったり、更には午後6時を越えて夜のセッションを開催したりすることもあります。

筆者の併任期間の1年目に出席した総会では、WIPOの外部事務所をどの国に新規開設するかという議論が盛り上がり、夕方から始まったインフォーマルが翌日早朝の5時頃まで続いたということがありました。2年目の総会でも引き続き外部事務所の議論が行われ、本件に関して数多くのインフォーマルが開催されたにも関わらず、決着はつきませんでした。2年目の総会では、外部事務所の件以外にも、予算策定やIGCの作業計画（マנדート）の更新、更に、意匠法条約（仮称）の外交会議開催に関する議論等、多くの重い議題があったため、最終日は深夜0時を回っての閉会となりました。

(b) WIPO／計画予算委員会 (PBC)

計画予算委員会（以下「PBC」¹⁶⁾）は、文字通り、WIPOの計画予算を議論することが主な役割ですが、それ以外にも、総会で最終的に合意・承認するための前段階として、WIPOの各種業務目標の達成（進捗）状況報告や各種監査組織からの監査結果の報告と、それらに基づく議論も行われます。PBCの構成メンバーは、全加盟国のうちの一部ですが、その他の加盟国もオブザーバとして参加することができ、発言に関しても実質的に制限はありません。

予算策定年にはPBC会合が2回開催されます。1回目の会合で計画予算案の内容をひととおり検討し、その議論を踏まえ事務局が計画予算案の改訂版を提示し、2回目の会合でその改訂版に基づいて更なる議論を行った後、総会へと計画予算案を上げることになります。WIPO加盟国総会の項で触れた外部事務所の新規開設については、筆者が併任していた2年間、PBC会合でも多くの時間を費やして議論が行われましたが、これ以外で特に議論になった論点として、予算の割り当て（allocation）問題があります。WIPOは国際機関としては珍しく、PCT等の国際出願・登録制度を事務局が運営することで、加盟国分担金や任意拠出金以外の収入源を持っています。このような安定した収入源のおかげで、長期的に安定した財政状況を維持できているのですが、それと同時に、膨大な収入をどのように各種プログラムの支出に割り当てるかということがしばしば議論となります。より具体的には、現状、PCT制度からの収入がWIPOの総収入の約4分の3を占めていますが、この収入はPCT制度自体の運営に直接関係する支出だけでなく、間接的に関係するプログラムにも割り当てられます。PCT制度以外の収入も含め、いずれの収入をどの程度いずれの支出に割り当てるかを決める必要があります。この問題に対する米国の主張の要点は、現在PCT制度からの収入の割り当てが大きいプログラムについて、それ以外の収入の割り当てを増やすべきだということです。

PCT制度は安定した大きな収入源ではありますが、その分、予算を議論する上で焦点となることが多いともいえます。例えば、大学等を対象としたPCT

16) Program and Budget Committee

関連手数料の割引なども提案されていますが、PCTの手数料の変更はWIPOの財政に与える影響が大きいため慎重に検討すべきであるというのが従来からの我が国のスタンスです。また、PCT出願件数は順調に伸び続けていますが、出願件数に大きく影響を与える世界各国の経済状況が今後どのように変動するかは分かりませんから、楽観視することもできません。昨年、我が国からのPCT出願件数は、中国に追い越されて世界第3位となりましたが、それでも主要なPCT制度ユーザ国であることに変わりありません。すなわち、WIPOの収入の大きな部分を占めるPCTの主要ユーザである我が国としては、それだけ注意して、WIPOの運営が適切に行われるように見守っていく必要があると考えています。

(c) WIPO／開発と知財に関する委員会 (CDIP)

知財の分野に限らず多国間外交の世界では、途上国に対する開発支援が重要な課題の一つとなっています。WIPOにおいても、知財の保護を通じてどのように途上国の開発を進めていくかが大きな論点となり議論が続いています。WIPOでは、2007年に「開発アジェンダ」が45の勧告として策定され、その組織の目的に沿った形でどのように開発問題に取り組んでいくかを示した、大きな枠組みが創設されました。開発と知財に関する委員会（以下「CDIP」¹⁷⁾の主な役割は、その開発アジェンダに関するプロジェクト等が適切に実施されているか監視・評価することです。

近年のCDIP会合で盛り上がってきているのは、国連の「持続可能な開発目標」(以下「SDGs」¹⁸⁾)に関する議論です。SDGsは、2015年までの期限が設けられていた「ミレニアム開発目標」に続き、2016年から2030年までの期限を設け、途上国だけでなく先進国も含めて達成すべき目標として、国連総会で定められた開発目標です。途上国は、SDGs達成に向けてWIPOも貢献すべきであるとし、WIPOの計画予算や各種業務目標の達成(進捗)状況報告等もSDGsと関連付けることを要求しています。また、開発問題について議論するCDIPにおいては、更に

SDGsに関する広範な議論も行うことを要請し、事務局がSDGsに関する報告を毎年行うことになりました。

我が国は、WIPO加盟国中最大規模の任意拠出金による、いわゆる「WIPOジャパンファンド」(WIPO/Japan Funds-in-Trust)を通じて、途上国向けにセミナーやワークショップ等を提供し、知財環境の充実化というかたちで開発に取り組んでいますし、政府全体としてもSDGsを始め、途上国の開発に積極的に貢献してきました。CDIPにおいては、我が国のこれまでの貢献をアピールしつつ、今後もWIPOの設立目的に沿って知財の観点から適切な開発が実施されるよう、対応していかなければなりません。

(d) WIPOのその他の会合

第二係が主に対応しているWIPO会合は、以上の加盟国総会、PBC、CDIPですが、これら以外にも、機構班が部分的に関係しているものがいくつかあります。

リスボン制度に関する作業部会は、「原産地名称の保護及び国際登録に関するリスボン協定」の加盟国が参加する会合です。リスボン制度は、上述のPCTとは対照的に、赤字運営となっているため、作業部会ではリスボン制度の財政に関する議論も行われます。我が国はリスボン協定を締結していませんが、WIPO全体の財政の健全な運営という観点から、オブザーバとして参加しており、機構班が対応を行っています。

また、第一系の業務で紹介した医薬品アクセス問題やCDIPの項で触れた開発問題は、SCPでも議論が行われているため、該当する議題について対処方針や発言要領の検討を行っています。特許法条約(PLT¹⁹⁾)と同様に各国意匠制度の手続面の調和を目指す意匠法条約(仮称)については、意匠出願に関連する伝統的知識(TK)の開示要件や技術支援に関する条項の扱いについて対立が発生している状況です。意匠法条約(仮称)を議論してきたSCTの対応にも機構班は関わってきました。(ただし、条

17) Committee on Development and Intellectual Property

18) Sustainable Development Goals

19) Patent Law Treaty

約案の実質的な議論は終結し、TKの開示要件と技術支援に関する条項の扱いに論点が絞り込まれたため、議論の主戦場は総会に移っています。)

これらのほかにも、機構班にはマルチの会合対応の経験が蓄積されていますので、他の班が主担当となるような専門的な会合(CWS等)に関しても、必要に応じて適切なアドバイスができるように心がけてきました。

(e) DG来日への対応、WJOとの連携

DG来日への対応は、WIPO加盟国総会と並んで、機構班にとって最も大きなイベントの1つです。DGは例年2月頃に来日し、日本知的財産協会(JIPA)の主催するシンポジウムで講演するとともに、経済産業大臣の表敬訪問、特許庁長官とのバイ会談、特許庁主催の夕食会のほか、民間企業や裁判所、大学への訪問など、短期間(通常、2~3日程度)の滞在中に多くの予定が盛り込まれます。機構班はWJOと協力して、そのスケジュールや内容の調整を行います。

大臣表敬等、少しでも時間に遅れることが許されない予定も含まれるため、スケジュールは分刻みとなり、動線確認を始め、徹底した事前準備が必要になります。今年(2018年)2月の来日では、世耕経済産業大臣を表敬訪問した際に、世耕大臣の立会の下、WIPO、特許庁、日本貿易振興機構(JETRO)との間で、「知財と貿易投資の連携枠組」を構築することについて文書への署名が行われました²⁰⁾。また、WIPOが運営する環境技術の移転マッチングの枠組みである「WIPO GREEN」の新たなパートナーとなった富士通をDGが訪問して、意見交換が行われました。更に、機構班が主担当ではありませんが、ジャパンファンド30周年を記念して開催された「経済、社会、文化の発展のための知財制度の活用に関するWIPOハイレベルフォーラム」にDGは出席しています。昨年の来日の際は、東京工業大学を訪問して意見交換を行ったほか、学生や一般の方々を対象に、国際機関で活躍することの意義について、DGに講演を行っていただきました。

特許庁内でも、毎年のように大臣表敬の調整業務を経験できる機会は、このDG来日以外にほとんどないと聞いています。そういう意味では、これは機構班でしかできない貴重な経験の1つです。また、DGの来日は、WIPOに対する我が国の貢献をWIPOのトップに再認識してもらい、併せてWJOの存在をアピールする貴重な機会ですので、機構班業務の中でも特に力を入れていました。

(f) WIPOの日本人職員に関する事項

近年、国際機関で活躍する日本人を更に増やし、国際社会における我が国のプレゼンスの向上を目指すという動きが加速しており、国連の専門機関の1つであるWIPOもその対象になっています。2018年6月の時点で、特許庁からWIPOに派遣されている職員は14人おり、元特許庁職員も含めると20人の方がWIPOで働いています。このようなWIPOに派遣される特許庁職員のサポートも機構班の業務の1つです。特に派遣前にWIPOが実施する面接や試験に関して、これまで機構班で蓄積してきたノウハウを提供するなどの支援を行っています。

我が国からWIPOへの貢献は、ジャパンファンドという金銭面だけでなく、人材面においても少なくありません。また、我が国がWIPOと今後も密接な関係を維持していく上でも、WIPOに派遣された特許庁職員が重要な役割を果たすことが期待されます。

(3) 協定係

従前、機構班の業務は、以上の第一係及び第二係の業務が全てで、協定係固有の業務は特段ありませんでした。しかし、昨年から新たに協定係として対応すべき業務が発生しました。それは、「ハーグ国際私法会議」²¹⁾という国際機関において検討されている、「判決プロジェクト」への対応です。この「判決プロジェクト」は、民事商事の紛争に関する外国判決について世界的に統一された間接管轄のルール、すなわち外国判決の承認・執行に関するルールの策定を目的に進められているプロジェクトです。

20) 特許庁HP「世耕大臣とガリ WIPO 事務局長との会談が行われました」(2018年2月22日)

https://www.jpo.go.jp/shoukai/soshiki/photo_gallery/2018022191.htm

21) Hague Conference on Private International Law <https://www.hcch.net/en/home>

【機構班関連会合の標準的な開催日数と開催回数】

会合名	1回当たりの日数	開催回数
WTO/TRIPS理事会	2日間(火～水)	年3回(春、秋、冬)
WIPO加盟国総会	8日間(月～翌週水、予算策定年)又は 7日間(月～翌週火、非予算策定年)	年1回(10月頃)
WIPO/PBC(計画予算委員会)	5日間(月～金)	年2回(予算策定年)又は年1回 (非予算策定年) (総会の1～3か月前)
WIPO/IGC(遺伝資源・伝統的知識・ フォークロアに関する政府間委員会)	5日間(月～金)程度	2年間で6回程度
WIPO/CDIP(開発と知財に関する委員会)	5日間(月～金)	年2回(春、秋)

我が国では外務省及び法務省が主に対応していますが、条約草案における知的財産の扱いについて議論が盛り上がったため、知財に論点を絞った非公式会合が昨年7月にカナダのオタワで開催されることになり、特許庁としても対応するために、機構班の協定係が本件を担当することになりました。

本件は、小職の併任中、ジュネーブ以外に出張した唯一の機会でした。また、国際私法に関する条約草案の検討という、法律的に専門的な内容であったため、機構班業務の中でもかなり異質な部類に入ります。非公式会合には、外務省と法務省を併任している方と、国際私法を専門としている一橋大学の先生と出席したのですが、このような点も含めて大変貴重な経験となりました。

3. 機構班の業務の中で力を入れたこと

上記「2.」でも少し触れていますが、機構班の業務の中で特に力を入れた点について整理すると、次の4点になります。

(1) DG来日への対応等を通じたWJOのプレゼンスの向上

WIPO加盟国総会の項で述べましたが、この数年は外部事務所の新規開設がWIPOにおける最もホットなトピックの1つになっています。我が国の外部事務所WJOは、開設から既に10年以上たっていますが、開設当時は、外部事務所に関する関心は最近ほど高くはなく、それほど議論が長引かずに開設が決定されたようです。筆者の併任中、外部事務所の新規開設を希望する国から、我が国はどのように外部事務所の誘致活動を行ったのか教えてほしいと

いった問い合わせも受けました。近年は、WIPOの外部事務所を有するというのが、その加盟国にとって一種のステータスとなっているように思います。

今後、新規開設国が決定され、外部事務所の数が現在の倍以上となったとき、個々の外部事務所の必要性が改めて問われ、見直しが行われる可能性もあります。そのようなことになった場合も、WJOは十分に存在価値があるものとして評価されるように、引き続きWJOの活動をアピールし、そのプレゼンスの向上に努めていく必要があります。

DGの来日の対応は、WJOの存在を印象づけるための最も良い機会です。筆者は2回のDG来日に対応しましたが、WIPOのトップに、我が国知財ユーザのWIPOに対する期待を知ってもらうとともに、WJOがWIPO全体にとっていかに有意義な役割を果たしているか、実感してもらうことができたと自負しています。

(2) PCT出願件数上位国、分担金クラス上位国として、WIPOの適切な運営への関与

既に紹介のとおり、PCT制度からの収入がWIPOの収入の大きな部分を占めており、そのPCT制度において我が国からの出願件数は世界第3位であることから、PCT制度の手数料という形で、我が国はWIPOの財政に大きな影響を及ぼしているといえます。また、我が国は、加盟国分担金についても最高クラスの金額を支払っています。だからこそ、WIPOにおいて予算が適切に執行され、全世界の知的財産の保護を促進するというWIPOの設立目的に沿った運営がなされているかどうかをしっかりと見守っていく責任があるといえます。もちろんWIPO

は国際機関ですので、我が国だけの利益になるような運営を期待することはできませんが、先進国と途上国、合計191の全ての加盟国にとってバランスの取れた運営を目指していかなければなりません。

(3) ジャパンファンドによる貢献のアピール

上記「(2)」で触れたとおり、各加盟国が必ず支払わなければならない分担金の額に関して、我が国は米英仏独と並んで最高クラスであります。任意拠出金については、分担金よりも更に金額の規模が大きく、こちらも加盟国中最大の金額となっております。我が国からの任意拠出金であるジャパンファンドに関するWIPOとの連絡調整は、国際協力課の海外協力班(海協班)と地域協力第三班(地協三班)が主担当となりますが、機構班が担当するCDIP会合や加盟国総会を始め、WIPO幹部とのバイ会談など、さまざまな機会を通じて、ジャパンファンドを積極的にアピールするように心がけてきました。

(4) 途上国における知財を軽視する動きへの対処

近年、プロ知財・アンチ知財の波、すなわち知財重視の程度に多少の変動はあるものの、総論としては、知財の必要性に対して異議が唱えられるようなことはほとんどありません。しかし、技術水準において先進国と比べて不利な立場にある途上国では、主に特許権に関して、上述の医薬品アクセス問題等を引き合いに出しながら、強制実施権等を使って知財の力を弱めるような方向へと議論を進めようとする動きがあります。そして、そのような動きは、WIPOやWTO/TRIPSの会合にとどまらず、国連やWHO、人権に関するフォーラムなど、一見知財とは関係ないような場でも途上国側から議論が提起されています。

ただし、「途上国」とひとくくりに捉えることは、問題を単純化しすぎているかもしれません。ブラジルなど新興国と言われる国の中には、イノベーションにおける知財の重要性について、先進国の主張と共鳴し、知財に対するポジティブな反応を積極的に示すような兆しもあります。また、途上国においても、知財庁の方々は、知財環境の整備に向けた我が国からの支援の成果もあり、プロ知財(知財重視)

のスタンスを示しています。他方で、WIPOやWTO/TRIPS等の会合に出席しているのは、各国のいわゆる「外交官」も多いため、従前と同様のアンチ知財(知財軽視)のスタンスが示されているのかもしれない。

いずれにしても我が国は、途上国知財庁への支援を継続しつつ、マルチの外交の場においても、他の先進国と協調して、引き続き知財の重要性を訴えていく必要性があります。

4. 機構班の業務を通じて得られたスキル・知識

機構班が対応するWIPOやWTO/TRIPSの多国間(マルチ)の会合では、通常でも、数十か国から100か国近くの出席者がおり、WIPO加盟国総会ですと191の加盟国の大部分と数十の知財関連組織・団体がオブザーバとして出席します。三極特許庁や五大特許庁の会合のように、出席者同士が互いの顔をつきあわせて行う会議とは、座席の配置から(「WIPOの会議場の様子」の写真を参照)、議論の進め方(1つの議題について、出席者からの発言がひととおり終わるまでに1時間以上かかることも少なくない)、1回の会期の長さ(月曜日から金曜日までの5日間が基本)まで大きく異なります。特許庁の中でも、このようなマルチの会合の対応を行う機会に最も恵まれているのが機構班です。毎月のように会合が開催され、機構班長はそれらのほとんどに出席するため、マルチの会合の「作法」を身に付けることができます。

マルチのフォーラムでは、いわゆる南北対立があるため、制度調和を始め多くの事項において議論の収束に時間がかかり合意形成に困難を伴います。そこで、まずは知財の世界で影響力の強い日米欧中韓で実質的な議論を行うということは、たしかに理にかなっています。しかしながら、その五庁の枠組みの外には、途上国を中心とした多数の国が存在し、知財制度の在り方の基本的な事項についても、依然として意見が鋭く対立しているということも忘れてはいけません。医薬品アクセスの問題や遺伝資源と知財の関係など、先進国は常に議論を挑まれ、それらに適切に対応していかなければいけないという緊張感あふれる世界を直接的に体感することができました。

また、WIPOの会合での使用言語は、6つの国連公用語（英語、フランス語、スペイン語、アラビア語、中国語、ロシア語）です。これらの言語は相互に通訳されるので、基本的には英語のみで対応できるとはいえ、日本語を母語とする以上、言語的なハンデは多かれ少なかれあります。また、そこで扱われる内容も、鋭く意見が対立して数年にわたり議論が長引き、複雑な経緯をたどっているものが多いため、その背景を理解して、議論の進め方に慣れるまでは、フォローするのも一苦勞でした。しかし、理解が深まるにつれて、各国の立場の違いが徐々に見えてきて、途上国の中でもそれぞれ少しずつスタンスが異なることが分かり、大変興味深かったです。



WIPOの会議場の様子（2017年WIPO加盟国総会より）

5. 機構班の業務のカウンターパート・関連する部局

国際機関が開催するマルチの会合への対応という業務の特殊性から、協力して業務を進めていくカウンターパートや関連する部局は、庁内よりむしろ庁外のほうが多いように思います。そのため、機構班に併任しなければ直接関わることがなかったと思われる幅広い部局の方々との間で人脈を形成することができました。まずは、国際政策課・国際協力課内の他班との関係を説明し、その後で、関連する庁外の部局を紹介します。

(1) 国際政策課・国際協力課内

WIPOの会合への対応という観点からは、WIPO総会については、バイ会談等が行われるため、多政

一班と綿密に連携して、長官及び技監のスケジュール調整等を行う必要があります。また、SCPについては多政一班が、SCTについては商標政策班及び意匠政策班が国際政策課・国際協力課内の主担当ですが、開発や技術支援といった議題も含まれますので、機構班もその動向を把握し、必要に応じて協力して対処方針を検討することになります。

国際出願・登録制度の運営事務局としてのWIPOという観点では、PCT制度、ハーグ制度、マドリッド制度については、国際出願企画班が主担当ですが、上述のとおり国際出願・登録制度はWIPOの財政を支える大きな屋台骨でもありますので、WIPOの予算等について担当する機構班も、PCT制度等の動向を注視していく必要があります。

ジャパンファンドを通じた途上国協力については、海協班と地協三班が主担当ですが、機構班としても、上記「3.(3)」で述べたとおり、さまざまな機会を使って効果的にジャパンファンドをアピールするために連携してきました。

途上国による知財の力を弱めようとする動きへの対応については、主に新興国・途上国を担当する地域協力第一班～第三班と連携するとともに、JETRO等の現地職員の協力を仰ぐことも何度かありました。

以上は、筆者が併任中に主に関係したところですが、最近ではPCTの出願件数で中国が我が国を抜くなど、WIPOにおける中国の注目度が増しつつあることから、中国等を担当する多国間政策第二班とも今後は関わる機会が増えるでしょう。また、WIPOにおいても関心が高まっている知財のエンフォースメントについては海外戦略班が、WIPOがとりまとめている統計との関係では調査統計班が、更にWTO/TRIPSの観点からは各種自由貿易協定（FTA）や経済連携協定（EPA）の交渉を担当する経済連携班とも関係があるといえます。

(2) WTO、WIPO、WJO

WTO、WIPOの会合への対応が機構班の中心的な業務であることから、それらの事務局がカウンターパートであることは言うまでもないことです。特にWJOについては、特許庁から徒歩数分の場所にオフィスを構え、これまで特許庁から多くの職員

が派遣されていますので、地理的にも人材的にもWIPOの中で最も関係が深い部局といえます。既に述べたとおり、外部事務所の新規開設への関心がこれまでになく高まっていることから、既存の外部事務所へも自然と注目が集まり、今後の外部事務所の在り方に議論が及ぶ可能性は少なくないものと思われます。外部事務所がWIPOの組織全体にポジティブな影響を与えていること、特にWJOが大いに活躍していることを他の加盟国に印象づけ、増強されつつある「外部事務所ネットワーク」の中でもWJOが最良のモデルとなれるよう、特許庁とWJOは更に強力に連携していく必要があると考えています。

(3) 在ジュネーブ国際機関日本政府代表部(寿府代)

ジュネーブで開催されるWTO、WIPOの会合への現場での対応は、機構班と寿府代の書記官との二人三脚であると言っても過言ではありません。寿府代の書記官は会合の開催されていない期間も普段から各国の外交官と情報を共有することで、先進国、途上国を問わず各国の動向について、貴重な情報を首都(東京)に提供してくれます。会合の対処方針や発言(ステートメント)案は機構班が中心となって検討することになりますが、その際もジュネーブ現地での各国の動向を踏まえて、内容を調整することができます。会合当日も機構班を含む首都からの出張者と書記官は席を並べて、会合での議論に対応していくこととなりますので、機構班にとって最も重要なカウンターパートの1つであるといえます。

(4) 外務省経済局知的財産室(経知財)

経知財は寿府代と並んで外務省の中でも機構班との関係が特に深い部署です。WTO、WIPOの会合への対応においても協力する関係にあります。外務省内の他の部局を通じて、ニューヨークの国連本部で開催されている会合など、WTOやWIPO以外の国際会議の情報もいち早く共有してもらえます。そのため、外交全般の幅広い観点から国際情勢を把握しつつ、会合等において経知財が議論に上ったとき、経知財を介して対応することができるのです。また、国際機関における邦人職員の強化といった最

近の大きな流れがある中、特許庁からWIPOへの職員派遣の今後の在り方を検討する上で重要な情報も、経知財を通じて得ることができます。

(5) 経済産業省通商政策局通商機構部

WTOに関しては、機構部が最も重要なカウンターパートとなり、共にジュネーブでの会合に出席することになります。WTO全体に関する情報も広く得られる部署でありますし、特許庁内では経済連携班が主に関わる業務ですが、各種EPA、FTA等の交渉状況についても多くの情報が集まるので、より幅広い視野に立って対処方針を検討することができます。

(6) 文化庁長官官房国際課

WIPO加盟国総会とIGCのTKに関する会合については、文化庁も出席して対応します。総会の際は、WIPOの扱う知財の1つである著作権に関する議題もありますし、TKには技術としての側面と著作物としての側面がありますので、特許庁だけでは対応できません。また、我が国の加盟国分担金は、一定の割合で特許庁と文化庁の間で分けた金額をWIPOに支払っているという関係にあります。

(7) その他

以上の部局のほかにも、知財と遺伝資源の関係に関しては経済産業省の生物化学産業課、CBDや名古屋議定書に関しては環境省、医薬品アクセス問題に関しては厚生労働省、国連やその関連機関の会合(BBNJ等)に関しては外務省の各担当部局、ハーグ国際私法会議に関しては法務省や国際私法を専門とする大学関係者とも関わります。

6. むすび

着任当初は、筆者にとってそれまで全くなじみのないマルチの会合の準備や、「CDIP」や「IGC」などといった多くの独特の略語にとまどいましたが、2年間の任期のうち1年目にひととおりの業務をこなし、WIPOやWTOの組織構成や、マルチの会合の

雰囲気や議事の進行方法、各論点に対する各国のスタンスが概ね理解できたことで、任期の2年目は少し余裕を持って業務に取り組みました。

とにかく出張が多いポストであるという印象の強い機構班ですが、実際、筆者は2年間の併任中に18回（1回の出張で2つの異なる会合に出席したことが2回あるので、出席した会合数は20です。）出張する機会がありました。WIPOの会合の多くは月曜日から金曜日までの5日間なので、日曜日に出国して次の週の日曜日に帰国することになりますが、数えてみたところ2年間で合計133日ほど出張していました。他方で、出張してどのようなことをやっているのか、その成果は何であるかといったところまでは、残念ながらこれまであまり知られていなかったように思いますので、このような記事を執筆する機会をいただけたことを心から嬉しく思います。

南北対立によりマルチの会合が停滞しているのは事実ですが、だからといって会合で何も対応しなくて良いということではありません。南北対立で停滞しているのは、会合において南北の力が常に拮抗しているからであって、もしこちらが力を抜いてしまえば、一方的に不利な流れができ、相手の力に流されてしまうだけです。いつ終わるともいえない対立構造ではありますが、他の先進国と協調して対処していかなければならないのです。

また、我が国もマルチ外交の一プレーヤーとして、その国際的なプレゼンスの向上を目指していく必要があります。例えば、WIPOジャパンファンドを通じた途上国支援により途上国の知財制度を整備することで、途上国においても知財の重要性を実感してもらうことは、我が国からの貢献として認識されるだけでなく、長い目で見れば南北対立の緩和に多少は寄与できるのではないかと期待しています。

あるWIPOの会合の際、先進国同士で議論する中で、「目的地のない旅」(journey with no destination)という言葉が誰かの口から漏れました。たしかに筆者も機構班長の併任中は、最終目的地を定めることも難しい、果てしない旅の途中にいるような気持ち

になることもありました。しかしそれでも、少しずつ歩を進めて行く先にはきっと明るい未来があるのではないかと信じながら、これまで機構班のバトンは脈々と受け継がれてきたのだらうと思います。国際的な施策としては、先進的な取組を実現できる可能性が高い三極・五庁の枠組みに光が当たりがちですが、その外側には、先進国とは異なるさまざまな事情を抱えた多くの国が存在し、そこで行われている、歴史のある議論に関わられたことが、機構班で得た貴重な経験です。

（本稿における見解は、筆者個人のものであり、筆者が所属する組織のものではありません。）

Profile

上嶋 裕樹 (うえじま ひろき)

平成15年3月 東京大学大学院情報理工学系研究科コンピュータ科学専攻修士課程修了

平成15年4月 特許庁入庁(特許審査第四部電子商取引)

平成19年4月 審査官昇任

平成21年1月～3月

(併任) 調整課審査企画係長

平成21年4月～12月

(併任) 調整課審査企画第一係長

平成22年7月～平成23年6月

(留学) カリフォルニア大学ロサンゼルス校 (UCLA) 客員研究員

平成23年10月～平成24年9月

(併任) 総務課長補佐(法規係長)

平成24年10月～平成25年9月

審査官(審査第四部映像システム)

平成25年10月～平成27年9月

(併任) 調整課審査基準室長補佐

平成27年10月～平成28年3月

審査官(審査第四部インターフェイス)

平成28年4月～平成30年3月

(併任) 国際政策課長補佐(国際機構班長)

平成30年4月～ 審判官(審判部第26部門)

